

松江市社会福祉協議会篤志寄付金地域援助費取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分要綱（以下「要綱」という。）に定める地区社協事業配分金（地域援助費）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 地域援助費の対象とする事業は、住民参加の地域福祉事業とする。ただし、「すこやかライフ推進事業」、「なごやか寄り合い事業」または「こどもの居場所づくり支援事業（こども食堂、学習支援、地域交流事業等）」以外の他の補助事業等の補助対象経費については、対象としない。

(配分限度額)

第3条 なごやか寄り合い事業の配分限度額は、10万円とする。

2 1地区社協あたりの配分限度額は、前項のなごやか寄り合い事業を含め30万円とする。

3 なごやか寄り合い事業の新規立ち上げについては、前項は適用せず、1会場につき9万円を限度に配分する。

4 こどもの居場所づくり支援事業の開催については、2項は適用せず、初年度1会場8万円を限度に配分し、2年目以降の配分額は別途協議するものとする。

5 第3条1項から4項までについては配分額を千円単位とする。ただし、報告時における精算額は円単位とする。

(配分対象外経費)

第4条 要綱第4条に定める配分対象外経費の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費（講師謝金を除く。）
- (4) 食糧費（会議等で出されるお茶、菓子等を含む。）
- (5) 会費等

2 前項に関わらず、特別に篤志寄付金配分委員会が認める経費は配分の対象とする。

(広報の義務)

第5条 配分を受けた地区社協は、要綱第15条に基づき、次の各号に掲げるものに図1のとおり印字またはシールを貼付しなければならない。

- (1) 事業案内のパンフレット、冊子及びチラシ等の印刷物

(2) 購入した備品等

- 2 実績報告書には、前項のパンフレット、冊子及びチラシ、または備品にシールを添付したことがわかる写真等を添付しなければならない。

(配分金の減額)

第6条 配分申請額が予算を超える場合には、減額して配分することがある。

- 2 前項の場合には、原則として、備品購入費を優先的に減額する。
- 3 第4条（配分対象外経費）に反した支出があった場合、または第5条（広報の義務）が履行されていないことがわかった場合には、要綱第13条に基づき配分決定の取り消し、または配分額を減額することがある。

(配分の流れ)

第7条 配分金は、配分決定後に全額配分せず、半額を配分した後、事業終了後に実績報告書提出の上で、請求書をもって精算払いとする。

- 2 配分対象実績額が既配分額を下回った場合は、地区社協は差額を返還することとする。
- 3 具体的な配分の流れについては、図2のとおりとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

この要領は、平成29年4月18日から施行する。

この要領は、平成30年4月5日から施行する。

図1（第5条関係）

この事業は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金(香典返し等寄付金)を財源として行っています。

※シールは市社協から配布する。

図2（第7条関係）

配分の流れ

1. 地区社協は、市社協からの篤志寄付金配分の案内を受け、**配分金交付申請書（様式第1号）**を提出する。

★交付申請書の添付書類

- ①事業計画書
- ②収支予算書（事業単独のもの）

2. 市社協は、申請内容の精査後、篤志寄付金配分委員会（夏頃開催予定）の承認を得て配分を決定する。

3. 市社協は、**配分決定通知書**を地区社協に送付する。

4. 地区社協は、**配分金請求書（様式第2号）**を市社協に提出する。

5. 市社協は、請求書を受け付け次第、**配分決定額の半額**を地区社協の指定口座に送金する。

6. 地区社協は、事業終了後、**実績報告書（様式第3号）**及び**配分金請求書（2回目）**を市社協に提出する。

★実績報告書の添付書類

- ①事業報告書
- ②決算書または収支計算書（事業単独のもの）
- ③領収書の写し
- ④事業で実際に作成、配布した資料
- ⑤購入した備品の写真等（備品シールが貼ってあることがわかるように）

※このときに、実績額が配分決定額よりも少なかった場合は、その分を減額して請求すること。

7. 市社協は、実績報告書及び配分請求書を精査後、配分金の残りの半額（または減額した額）を地区社協に送金する。

※このときに、篤志寄付金の配分の条件に沿わない支出があった場合は、減額して送金する。